

本日の意見（骨子）

東京電力は、値上げを認めてほしいと主張する以上、消費者に対して、値上げの妥当性を説得する責任がある。しかし、現時点では東京電力はその責任を果たしておらず、**値上げを認めるためには、少なくとも下記の条件が満たされる必要がある**

1. 事業報酬の関係

- (ア) 自己資本部分 30%という仮定は、東電における**現実の資本構成（自己資本 5.6%）に比して余りにかけ離れており、特に同社の資本が、原発事故の損害賠償負担によって、実質的に完全に棄損している（機構の資金交付により形式的に資産超過となっている）現状に照らせば、規則の形式適用に拘らず、実態に即した資本構成で事業報酬を算定すること**
- (イ) 「**自己資本報酬額**」（現在 1778 億円、年率 6.32%の利回り）を「特別負担金拠出勘定」と改め、福島原発事故の損害賠償原資の返還に使用することを明確にし、さらに事後的にも、その目的で現実に使用されたことを、経産省から完全に独立した機関により検証すること。**その約束が無い限り、自己資本報酬の計上は認めないことを確認すること（※）**

(ウ) 「他人資本報酬額」（現在 1057 億円、年率 1.61% の利息）については、東京電力は、過去においても 1.61% の利息を払ったことはなく（1% 程度であったと思われる）、今後も国の保証を前提に同様の利息とすることが可能であって、消費者の負担で貸し手責任を負っていない債権者の利息の全部を負担するのは妥当性を欠くから、1.1% 相当、723 億円の範囲でしか電気料金への転嫁を認めないこと

2. 委託費・修繕費の関係

(ア) 当初東電の説明では、85% を 70% まで削減するとされていた随意契約比率について、即時 10% 以下の水準になることが確約され、実質的な競争入札による明確なコスト削減が実現されること、およびそれが外部機関の検証を受けること

3. 他社原発からの買電費用の関係

(ア) 実際には買入実績がないのに 1000 億円超の原価繰入を申請している以上、東電と他の電力事業者との契約内容を全面的に公開することが必要条件であり、公開の場で契約の妥当性のチェックを受けること。

これらが満たされない限り、事業報酬で 2092 億、委託費修繕費で

1000 億円強、買電費用で 1000 億円強は原価繰入を認めることがで
きず、値上げ幅は 3 ~ 4 % 程度しか認められない。

東京電力が、それ以上の値上げを要求するのであれば、東京電力
の側が、上記の必要条件を満たす必要がある。

そうでない限り、消費者の利益を代表する、消費者庁・消費者委
員会は、今回の値上げ幅を極小化すべきとの主張をすべきである。

(※) この点に対し、東電および経産省は、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十
一年十二月三日通商産業省令第百五号）（以下「規則」という）および、一般電気事業供給
約款料金審査要領（以下「審査要領」という）に基づくという形式的理由から、6.32%分の
自己資本報酬の計上を認めるべきと主張するが、この主張は不合理である。

まず、現在の東電は、上述のように、平時の電力事業者とは著しくかけ離れた経営状況
にあり、福島原発事故に伴う発電構成の変化によって、10.28%という大幅な値上げ申請を
している状況にある以上、平時の電力料金算定ルールである本規則を現在の同社に形式的
に適用することは予定されておらず、実質的妥当性を欠く。

次に、もしも規則を適用すべきとの前提に立ったとしても、規則第 4 条第 4 項に、自己
資本報酬率の下限は「国債、地方債等公社債の利回りの実績率」とあり、実質国有企業で
ある東電においては、国債利回り実績を基準に考えるべきである。よって、規則を前提と
しても、るべき自己資本報酬率は 6.32% どころか 1 % を大きく下回る水準となる（この
場合、大幅に圧縮した形で今回の値上げにおいては自己資本報酬の計上を認め、次回値上
げ時期に合わせて規則改正を検討すべきである）。

一方、審査要領は、平成 24 年の 3 月 30 日に経産省の急遽内部基準として公表されたもの
であり、内部基準であるうえ、恣意的な形式整備との批判を免れず、消費者保護の必要
性が大きく、極めて特殊性の大きい今回の値上げ申請において適用すべきではない。

なお、上記意見についての補足解説を、以下のホームページにて
実施しているので参照されたい。

<http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/1394>